

三重県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者(以下「子ども・若者」という。)に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、三重県子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 子ども・若者への支援に係る情報の交換及び連絡調整に関すること
- (2) 子ども・若者への支援に係る関係機関等の相互連携・協力に関すること
- (3) 子ども・若者への支援に関する研修及び情報発信に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会において必要と認める事項に関すること

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等(以下「構成機関」という。)をもって構成する。

(組織)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、三重県子ども・福祉部次長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、三重県子ども・福祉部子ども・福祉総務課長がその職務を代行する。

(調整機関)

第5条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)は、三重県子ども・福祉部子ども・福祉総務課とする。

- 2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること
 - (2) その他協議会の円滑な運営に必要な事項に関すること

(会議)

第6条 協議会に代表者会議、実務者会議を置く。

- 2 代表者会議は、構成機関の代表者により構成し、協議会の基本的な運営方針の決定や

実務者会議が円滑に運営されるための環境整備等について協議する。

- 3 実務者会議は、構成機関の実務担当者により構成し、協議会の目的を達成するために必要な具体的事項について協議する。
- 4 会長は、前2項の会議の開催に当たり必要があると認める場合は、構成機関以外の者に対し出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の開催)

第7条 代表者会議は、会長が招集し、実務者会議は調整機関の長が招集する。

- 2 会長が必要があると認めるときは、構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第8条 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分野等	機関名
福祉	三重県子ども・福祉部地域福祉課
	三重県子ども・福祉部障がい福祉課
	三重県医療保健部健康づくり課
	三重県子ども・福祉部少子化対策課
	三重県子ども・福祉部子育て支援課
	三重県児童相談センター
	三重県こころの健康センター
	三重県人権センター
労働	三重労働局
	三重県雇用経済部雇用対策課
	若者就業サポートステーション・みえ
	北勢地域若者サポートステーション
	いせ若者就業サポートステーション
	いが若者サポートステーション
教育	三重県環境生活部私学課
	三重県教育委員会生徒指導課
	三重県教育委員会研修企画・支援課
更生・矯正保護	津少年鑑別所
	津保護観察所
	三重県警察本部生活安全部少年課
市町	亀山市教育委員会生涯学習室
	尾鷲市教育委員会生涯学習課
民間支援団体等	特定非営利活動法人三重県子どもNPOサポートセンター
	特定非営利活動法人MCサポートセンターみっくみえ
	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
	みえ不登校支援ネットワーク